

平成 28 年度第 1 回今治市景観まちづくり会議 議事録（要旨）

1 日 時：平成 28 年 10 月 14 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

2 場 所：今治市役所第 2 別館 11 階 特別会議室 3 号

3 出席者：

【委員】（8 名、敬称は省略）（◎…会長、○…副会長）

伊藤 琴未 今治市 P T A 連合会 監事

岡田 泰司 公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会今治地区連絡協議会 地区代表

○ 叶 貴美 愛媛県建築士会今治支部

鈴木 美根子 国際ソロプチミスト今治 会長エレクト

◎ 関 清剛 公益社団法人今治地方観光協会 事務局長

服藤 竹虎 今治商工会議所 総務部長

矢野 和弘 愛媛県屋外広告美術商業組合

（代理出席）

松本 賢固 愛媛県東予地方局今治土木事務所 管理課長

【事務局】

垣谷 都市建設部長

曾我部 都市政策課長

田鍋 都市政策課長補佐

槇 都市政策課主査

※都合により欠席（1 名、敬称は省略）

梶原 俊二 今治ライオンズクラブ 第一副会長

4 議 事：（1）会長、副会長の選出について
（2）景観法に基づく届出の状況について

5 議事内容

○ 開会等

- 開会
- 開会挨拶
- 委員紹介

○ 議事（１）会長、副会長の選出

事務局：今治市景観まちづくり会議の会長並びに副会長の選出については、「今治市景観条例施行規則」第10条第2項に、「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」と規定されています。

会長、副会長の選任につきまして、どなたかご所見がありましたら、お願いします。

A委員：この会議を設立して以来、会長・副会長職は、専門的な知識をお持ちである愛媛大学などの先生方に務めていただいていたようですが、今回は、そういった学術的に専門的な方がいらっしゃらないのかとお見受けします。従いまして、今回は、景観に関して特に関連深い団体である観光協会と建築士会のお二人にお願いしたらいかがかと思います。会長職を観光協会の関委員さんに、副会長職を建築士会の叶委員さんに、お二人がよろしければ、ぜひ、お願いできればと思います。

事務局：ただ今、A委員さんから、会長には関委員さんを、副会長には叶委員さんというご提案をいただきました。この提案につきましてのご意見、また、他にご提案があればご発言をお願いしたいと思います。

それでは、会長を関委員さん、副会長を叶委員さんという案に賛同いただけます方は拍手をお願いいたします。

(委員：拍手により承認)

事務局：ありがとうございます。それでは、会長には関委員さん、副会長には叶委員さんをお願いいたします。

お二人を代表して関会長さんに就任のご挨拶をいただきたいと思います。

➤ 会長挨拶

会長：それでは残りの議事を進めてまいります。その前に、本日の会議の議事録を事務局で作成していただくわけですが、その議事録への署名をお願いする方を指名いたします。B委員さん、C委員さんのご両名を指名させていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

次に、議事録の公開についてお諮りいたします。「今治市の附属機関等に関する基本指針」では、議事録は原則公開とし、会議終了後、市のホームページに掲載する

ことになっているようでございます。委員の皆様方に自由に発言していただくために、発言者の氏名については公表しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員：異議なしの声)

会 長： それでは、発言される方の氏名を伏せて、一部公開ということにさせていただきます。

○ 議事（２）景観法に基づく届出の状況について

(事務局から資料説明)

会 長： 事務局の説明を受けまして、何かご質問、ご意見はございませんか。事務局の指導の状況などそういったことで何かございませんでしょうか。

D委員： 建築物の形態意匠の景観形成基準に、伝統的ないぶし瓦の勾配屋根を持った地区とありますが、どのような地域が該当するのでしょうか。

事務局： 例えば、大三島や菊間など、いぶし瓦の勾配屋根をもった家屋で形成された集落が該当いたします。

C委員： 1番目の案件ですが、敷地内緑化をお願いしたものの、植栽していただけなかったと報告がありましたが、そのことに対する罰則などはないのでしょうか。

事務局： 景観法及び景観条例では、無届や虚偽の届出、行為の着手制限違反などを除いて、今回のような行政指導に従わないといったケースに対しての罰則規定はございません。景観形成基準では、緑化に関しましては、敷地規模によっては緑化スペースがとれない場合も想定されますので、努めるという表現で努力義務としております。行政指導によって、事業者にできる限り景観に配慮いただくような運用で対処しております。

C委員： 昨日のテレビのニュースで、内子町のホテルの建設が景観上問題があるとして取り上げられておりましたが、内容や経緯が分かれば教えていただきたい。また、今治市の景観計画区域内に同様のホテルが建設される場合はどうなるのでしょうか。

事務局： 内子町の景観計画の重点区域に建設予定のホテルの外装をめぐって、町とホテル側と折衝しているといった件だと存じますが、外装の虹のマークと宿泊料金を記した文字が条例に抵触するとして、町が6月に指導・勧告を行ったと聞いております。そのデザイン変更の勧告を受けて、ホテル側から町に対して、虹のマークを除く案など3案を提出していたようでございます。これらの案を諮問機関である景観まちづくり評価委員会、今治市でいうとこの景観まちづくり会議になりますが、文書で諮った結果、虹のマークを除く1案が全委員一致で支持されたことによって、マークを除く案を町の方針としてホテル側に提示したといった内容であったかと承知しております。

また、今治市の景観計画区域内に同様のホテルの建設が予定された場合ですが、事務局でちょうど議論したところでございます。おそらく外装の基調となる色彩は、数値基準の上限を超えていないように思われます。問題の虹のマークに関しても、

今治市の基準では、見付面積の20%以内であれば、アクセントカラーとして認められる範囲内なのではないかと思われます。ただ、仮に大山祇神社の真後ろに建設が計画された場合、色彩の基準には適合しているものの、やはり景観への影響を最小限に配慮することを求める必要はございますので、その場合には、この会議において、勧告するのかもしれないのかといったことについてご意見を頂戴したいと考えております。

C委員 : そういった場合に、私たちが意見を言うことになる訳ですね。

会 長 : このようなケースですが、地元企業が建設する場合なら、地元の評価を気にしますので、勧告や公表といった指導でも一定の効果があるものと思われますが、評価を気にしないような企業であれば、勧告や公表では従ってもらえず、そのまま建設されてしまうことも起こり得るものかとも思います。

E委員 : 施工業者に対して景観に配慮するように指導していくことは当然のことだと思いますが、施主に対しても景観計画の内容などを十分に理解してもらうことは非常に重要であり、今後、お手伝いできることがあればと思います。

会 長 : その話題でも、また違った話題でも結構ですので、何かございませんか。

会 長 : 景観に関連して、私が経験したことを少しお話したいと思います。観光協会という仕事柄、いろいろな人を相手に市内の各地を案内することがあります。糸山から来島海峡大橋を上って行く途中の視点場からの景色を観覧してもらっていますが、日本の方、また外国の方も、海があり、島々があり、山があり、橋梁があり、ドックがある今治の景観に感動くださっております。その後、宮窪の村上水軍博物館に向かう途中では海上から石切場を眺めてもらっていますが、その折、郷土の誇りとして、大島石の歴史や掘削・加工方法、また大島石が使用されている主要な建築物などを紹介しています。ほとんどの方は、産業遺産であり、文化遺産でもある石切場に感動くださいますが、一度、外国の方に自然破壊ではないかと指摘を受けたことがありました。そのとき、人の見方、ものの見え方というのは、多様なものだと痛感したことを覚えています。

会 長 : 他にご意見や、経験されたことなど何かございませんか。

C委員 : 共栄町の今治ラヂウム温泉について、補修などなんらかの方法で保存することはできないのかと市に相談にいったものの、耐震性の問題もあって、保存に対して前向きな回答は得られなかったといった話を伺いました。景観計画の対象区域ではありませんし、あまり関係はないのでしょうか。

事務局 : 今治ラヂウム温泉の保存に対しての相談は、景観の担当部署では伺っておりません。

F委員 : 景観に対する施策は、市の施策全体としてはどういった位置付けになるのか、優先順位はいかなものなのか教えていただければと思います。

事務局 : 今治市の将来あるべき都市像を見据えて、様々な分野において計画を策定しておりますが、その最上位の計画が今治市総合計画となります。優先順位は定まっておりますけれども、景観まちづくりの推進に関しましては、その総合計画の中に位置付けられております。

- F委員：先ほど話に挙がりましたが、施主や施工業者が景観計画を知らないで、建築物を建築してしまうといった場合も起こり得るかと思いますが、広報活動において留意していることがあれば教えていただきたいと思います。
- 事務局：景観マスタープランと景観計画を策定した際には、広報誌などにも掲載しましたが、現在は市のホームページに公開させていただいている程度です。また、屋外広告物につきましては、毎年9月が強化月間でもありますので、適正化に関する内容を広報誌に掲載しております。今後、ご意見いただきましたとおり、効果的な周知方法を検討していくべきだろうと思います。
- 建設部長：ご意見のとおり、広報宣伝活動はどの分野においても苦手としているところでございます。先ほどお話に挙がりました内子町など、まちなみ景観が観光資源として活用されている自治体では、広報活動にもかなり力を入れられているようです。また、観光関連業界などのいろいろな団体から、景観に対して様々な情報媒体で宣伝していただくようなケースもあろうかと思えます。しまなみ海道関連の自然景観は世界に誇れるものですから、今治市としても積極的に商業活動を行っておりますし、また様々な方面からも、景観そのものについては宣伝していただいております。そういった景観資源の情報発信に加えて、景観マスタープランの中にもありますように、今後は双方向型の市民広報にも取り組んで参りたいと思います。
- C委員：広報宣伝活動に関連しまして、報告させていただきます。私たちの業界では、景観法に係る内容も関係しておりますので、市の出前講座を利用しまして、景観法の届出内容などについて、勉強会を開催いたしております。
- 会長：全体として何かご意見などございませんか。各委員から出されたご意見を参考にしながら、今後の景観施策に生かしていただきたいと思えます。それでは、以上をもちまして、本日の議事を全て終了いたします。

○ 閉会

➤ 事務局挨拶

午後3時00分 閉会